

瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第10号

瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の通勤手当に関する規則（平成16年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（届出）</p> <p>第3条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>市長が別に定める通勤届</u>により、所定の事項を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>から まで <省略></p> <p>（支給対象者及び支給額）</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><省略></p> <p>前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道4キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u>（自</p>	<p>（届出）</p> <p>第3条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>通勤届（別記様式）</u>により、所定の事項を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>から まで <省略></p> <p>（支給対象者及び支給額）</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><省略></p> <p>前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道4キロメートル未満である職員 <u>5,800円</u>（自</p>

<p>動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては、<u>4,100円</u>以内において市長が定める額)</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 <u>5,300円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 <u>6,400円</u></p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>7,500円</u></p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上13キロメートル未満である職員 <u>9,400円</u></p> <p>カ 使用距離が片道13キロメートル以上16キロメートル未満である職員 <u>11,000円</u></p> <p>キ 使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>13,300円</u></p> <p>ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>16,200円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>19,200円</u></p> <p>コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>22,300円</u></p> <p>サ 使用距離が片道35キロメートル以上である職員 <u>24,900円</u></p> <p>3及び4 <省略></p>	<p>動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては、<u>5,800円</u>以内において市長が定める額)</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 <u>7,500円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 <u>9,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>10,800円</u></p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上13キロメートル未満である職員 <u>13,300円</u></p> <p>カ 使用距離が片道13キロメートル以上16キロメートル未満である職員 <u>15,700円</u></p> <p>キ 使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>19,000円</u></p> <p>ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>23,200円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>27,300円</u></p> <p>コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>31,500円</u></p> <p>サ 使用距離が片道35キロメートル以上である職員 <u>35,600円</u></p> <p>3及び4 <省略></p>
--	--

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。